



地域協働合校推進委員会規則

平成 26 年 4 月 1 日

志津南学区地域協働合校推進委員会

志津南学区地域協働合校推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志津南学区地域協働合校推進委員会(以下「推進委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進委員会は、志津南学区内のおとなと子どもがともに活動することによってともに学びあい、地域で子どもが育つまちづくりを進め、もって子どもの健全育成に資することを目的とする。

(活動)

第3条 推進委員会は前条の目的達成のため、次の活動等を行う。

- (1) 地域、家庭の協働による地域協働合校の活動。
- (2) 子どもの自主性を育むためのわんぱくプラザ南っ子事業の活動。
- (3) 前2号にかかるその企画立案、およびその広報・啓発活動。
- (4) その他、子どもの健全育成にとって必要と認める事項。

(委員)

第4条 志津南学区地域協働合校推進委員(以下「委員」という。)は、推進委員会の活動趣旨に賛同する学区内の個人協力者で構成し、委員の任期は、1年とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第5条 推進委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 3名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局長補佐 | 1名 |

2 委員長、副委員長および事務局長は、委員の互選によって選出する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長のうちの1名がその職務を代行する。

3 事務局長はこの会の事務および予算執行をつかさどる。

4 事務局長補佐は事務局長を補佐する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は委員長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員会と称し、委員の過半数の同意を得て議決する。

3 会議の議長は委員長をもって充てる。

4 委員長は、必要があるときは、第5条に規定する役員により、役員会を招集することができる。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、推進委員会の会議において行う。

(事務局)

第9条 推進委員会の事務局は志津南市民センター内に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営その他必要な事項は役員会において定める。

付則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。